

第3 資料編

目 次

資料①	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）（抄）	66
資料②	戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）（抄）	67
資料③	「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一第 850 号 民事局長通達）（抄）	67
資料④	受理照会の様式	69
資料⑤	法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）（抄）	70
資料⑥	「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」（平成 29 年 8 月戸籍制度に関する 研究会）（抄）	70
資料⑦	「令和 2 年戸籍研修教材」（東京法務局）（抄）	70
資料⑧	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）	71
資料⑨	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（全国連合戸籍住民基本台帳事務 協議会／編・（株）テイハン発行）第 897 号（平成 26 年 4 月号）（抄）	71
資料⑩	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第 940 号（平成 29 年 5 月号）（抄）	72
資料⑪	昭和 24 年 4 月 18 日付け戸第 180 号山梨県南都留郡谷村町長照会・昭和 24 年 5 月 30 日付け民事甲第 1264 号民事局長回答（抄）	74
資料⑫	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」（木村三男／監修 篠崎哲夫・ 竹澤雅二郎・野崎昌利／編著・日本加除出版（株）発行）I 巻（平成 27 年 11 月 27 日発行）（抄）	75
資料⑬	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」VI 巻（平成 29 年 11 月 24 日発行） （抄）	75
資料⑭	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第 804 号（平成 19 年 9 月号）（抄）	75
資料⑮	「ペルー人男と中国人女の婚姻届の受否について」（平成 14 年 6 月 10 日付け 戸第 419 号名古屋法務局長照会、平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号 民事局民事第一課長回答）（抄）	76
資料⑯	外国公文書の認証を不要とする条約（昭和 36 年 10 月 5 日ハーグ国際私法会議条約） （抄）	77
資料⑰	「戸籍届出受理照会処理の手引き」（平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部 戸籍課）（抄）	77
資料⑱	「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の 事件索引簿について」（平成 30 年 3 月 29 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡） （抄）	78
資料⑲	涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿	78
資料⑳	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）	78

資料⑳	「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱の改定について（通達）」（平成 22 年 10 月 1 日付け法務省民一第 2438 号法務省民事局長通達）（抄）	84
資料㉑	「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 7 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡）（抄）	85
資料㉒	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第 904 号（平成 26 年 11 月号）（抄）	86
資料㉓	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」V 巻（平成 29 年 8 月 9 日発行）（抄）	87
資料㉔	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」I 巻（平成 27 年 11 月 27 日発行）（抄）	87

【共通】

資料① 戸籍法（昭和22年法律第224号）（抄）

第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

② 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

② 市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

③ 管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

④ （略）

第四条 この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

第八条 戸籍は、正本と副本を設ける。

② 正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する。

第二十五条 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。

② 外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。

第二十七条の三 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

第三十六条 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなければならない。

② 本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならない。

③ 前二項の場合に、相当と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

第二百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（注） 下線は当省が付した。

資料② 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）（抄）

第十五条 次に掲げる場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍又は除かれた戸籍の副本をその目録とともに、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付しなければならない。

- 一 あらたに戸籍を編製したとき。
- 二 戸籍編製の日から二十五年を経過したとき。
- 三 戸籍の全部を消除したとき。

② （略）

第二十五条 本籍が一の市町村から他の市町村に転属する場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、戸籍の記載をした後に、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第二十六条 前条の場合を除く外、他の市町村長が戸籍の記載をすべき必要がある場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

② 前項の書類で本籍人に関するものは、一箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを送付しなければならない。

③ 第一項の書類で非本籍人に関するものの保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第四十九条 前条第二項の規定によつて送付された書類は、受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場の区別に従い、年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

② 前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から二十七年とする。

③～⑤ （略）

第六十三条 届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

第八十二条 戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。

第八十三条 この省令中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

（注） 下線は当省が付した。

資料③ 「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一第 850 号民事局長通達）
（抄）

（事件数の報告）

第二十一条 市町村における各年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）の事件数は、その翌年度の四月二十日までに報告しなければならない。

2 前項の報告をするときは、付録第十八号様式による。

（届書類の受理照会）

第二十三条 届書類（届書、申請書その他の書類をいう。以下同じ。）の受理について疑義が生じたときは、その受理について照会しなければならない。

2 前項の照会をするときは、付録第二十号書式による。

（届書類の整理及び管轄局への送付方法）

第三十六条 規則第四十八条第一項の規定によって届書類をつづるときは、丁数を記入し、付録第二十七号様式の表紙及び目録を付けなければならない。ただし、同項ただし書の場合には、目録に代えて受付帳の写しを付けることができる。

2 規則第四十八条第二項の規定による本籍人に関する届書類の送付は、各月分をその翌月の二十日までに行う。

（注） 下線は当省が付した。

資料④ 受理照会の様式

付録第20号書式（第23条第2項関係）												
〇〇届受理照会		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">受</td> <td style="width: 100px;">令和</td> <td style="width: 50px;">年</td> <td style="width: 50px;">月</td> <td style="width: 50px;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付</td> <td>戸収第</td> <td></td> <td></td> <td>号</td> </tr> </table>	受	令和	年	月	日	付	戸収第			号
受	令和	年	月	日								
付	戸収第			号								
〇〇法務局（〇〇支局）長 氏 名 殿		戸発第 号 令和 年 月 日申請 〇〇市（町村）長 氏 名 職印										
(1) 事 件	本 籍											
	筆 頭 者 氏 名											
(2) 本 人	住 所											
	氏 名											
(3) 人	生 年 月 日											
	受 理 照 会 を す る 理 由											
(5)	添 付 書 類											
令和 年 月 日		第 号										
〇〇法務局（〇〇支局）長 氏 名 職印												

(注) 1 本受理照会には、照会書副本1通を添付する。
2 事件本人が二人以上であるときは、必要に応じ該当欄を区切り記載する。

(注) 「戸籍事務取扱準則制定標準」付録第20号書式による。

資料⑤ 法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）（抄）

（婚姻の成立及び方式）

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

（注） 下線は当省が付した。

【涉外戸籍事務の制度（2-(1)）関係】

資料⑥ 「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」（平成 29 年 8 月戸籍制度に関する研究会）

（抄）

第 2 戸籍制度と現状の事務の処理について

1 （略）

2 戸籍事務に関する機関

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、第一号法定受託事務とされ、市区町村の長（注 2）のみがこれを管掌しており（戸籍法（昭和 22 年法律第 242 号。以下「法」という。）第 1 条、第 4 条）、法務省は、市区町村が戸籍事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定め、法務局は、戸籍事務の処理に関する助言、指示等を行うこととされている（法第 3 条第 1 項、第 2 項）。これを踏まえ、市区町村は、法令及び法務省の発出した通達等に則り、市区町村ごとに、戸籍の届出等の受領、その受理・不受理の審査・決定を行うほか、本籍と定められた場所（以下「本籍地」という。）のある市区町村は、戸籍の記載や戸籍簿・除籍簿の管理・保存などの戸籍事務を行う。これに対し、法務局は、戸籍事務の処理について、市区町村から照会を受けて、必要に応じて、審査を行い、市区町村に対し、指示又は助言をしている。

（注 2） 戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが、東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項）においては、区長が管掌する（法第 4 条）。

3 戸籍事務の処理

(1)・(2) （略）

(3) 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村において届出を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届出を受理した市区町村は、届出書の謄本を作成し（法第 36 条 3 項）、本籍地の市区町村に送付しなければならない（規則第 26 条）。

(4) （略）

（注） 下線は当省が付した。

資料⑦ 「令和 2 年戸籍研修教材」（東京法務局）（抄）

1 届出の種類

(1) 報告的届出

既に発生した事実又は法律関係についての届出をいい、届出義務者及び届出期間について規定があります。

届出期間を経過した届出については、過料の制裁があります（戸135, 136）。

(例) 出生, 死亡, 裁判上の離婚又は離縁, 縁組又は婚姻の取消し, 離縁又は離婚の取消し, 未成年後見開始, 失踪宣告, 就籍, 国籍取得, 帰化等

(2) 創設的届出

届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され又は戸籍法上の効力が発生するものをいい, 届出期間の定めがなく, 過料の制裁もありません。

(例) 任意認知, 縁組, 婚姻, 協議離縁, 協議離婚, 復氏, 姻族関係の終了, 入籍, 分籍, 転籍, 国籍選択等

(3) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第二条 (略)

②～⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 (略)

⑩～⑰ (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十三 (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

【市区町村における涉外戸籍の事務処理状況（2-3）-①）共通】

資料⑨ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会／編・（株）テイハン発行）第897号（平成26年4月号）（抄）

1 外国人と日本人を当事者とする創設的婚姻届の審査をする場合の基本的な考え方

(1) 通則法による準拠法の決定
(略)

国際的な法律関係について、適用すべき法律を指定し、これに適用根拠を与える法律を国際私法といいます。日本における親族的身分関係に係る国際私法である、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）において、婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法によることとされています（通則法第24条第1項）。

したがって、日本人と外国人を当事者とする婚姻の場合、日本人については民法が、外国人についてはその外国人の属する国の法（本国法）が準拠法になり、準拠法を決定するために国籍証明書の提出が必要になります。当該外国人が日本に入国している場合は、一般的にはパスポートの提示を求めることとなります。

(略)

(2) 婚姻要件の審査

以上のように、外国人の要件審査については、その本国法が準拠法となります。当該外国人が本国法に照らして、婚姻の実質的成立要件を満たしているかどうかは、当該外国人が市区町村長に対して立証することとしており（大正8年6月26日付け民甲第841号民事局長回答、昭和22年6月25日付け民甲第595号民事局長回答）、立証する方法として、原則として、本国の権限を有する官憲が当該外国人の身分関係事実と事件本人がその本国法上必要な要件を具備している旨を証明した書面、いわゆる婚姻要件具備証明書を届書に添付することとされています（昭和24年5月30日付け民甲第1264号民事局長回答）。

それでは、婚姻要件の審査について、以下に検討します。

ア 婚姻要件具備証明書が添付されている場合

婚姻要件具備証明書の内容については、本国法に定められている個々の要件を掲げて、それぞれの要件を具備していることを証明する必要はなく、当該婚姻について本国法上何ら障害がないといった婚姻に係る全ての要件を満たしていることを証明する形式のものでも差し支えないとされています（昭和30年2月24日付け民甲第394号民事局長回答）。

(略)

イ 婚姻要件具備証明書の添付がない場合

この場合は、外国人当事者の準拠法たる本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当該当事者が各要件を満たしているかどうかを審査することとなります。

そのため、一般的には（ア）国籍を確認できる資料により当事者の本国を決定した上で、（イ）申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由）、（ウ）出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のための資料となる）、（エ）身分関係を証する書面（本人の独身性のほか、身分関係事実を明らかにするための資料となる）、（オ）（ア）から（エ）の書面について外国語で作成されている場合は訳文（戸籍法施行規則第63条の2）の添付が必要となり、必要に応じて管轄法務局に受理照会をする必要があると考えられます。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑩ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第940号（平成29年5月号）（抄）

2 基本的な審査方法

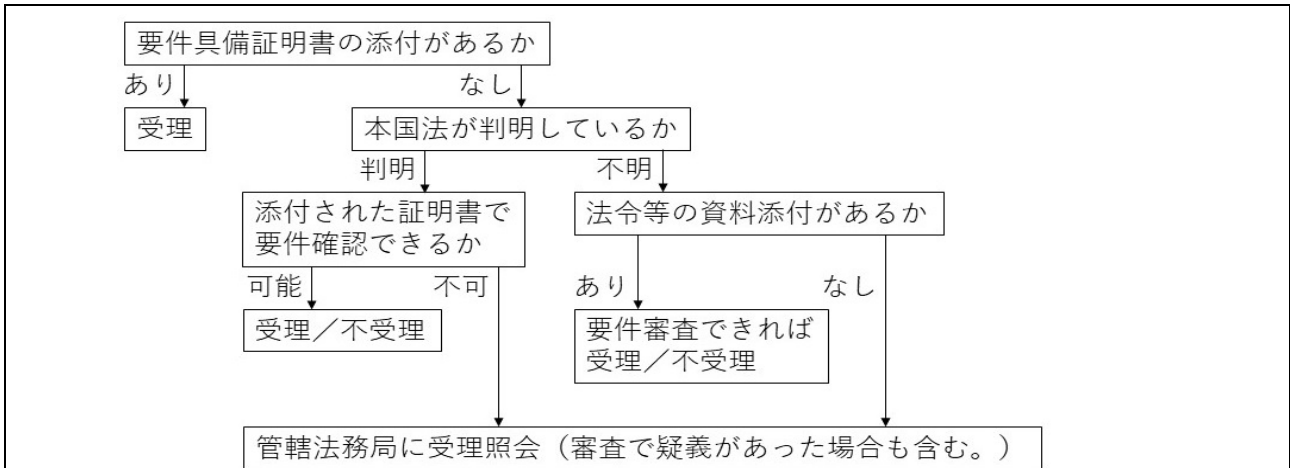
(略)

よって、外国人当事者の本国の官憲が発給した要件具備証明書が添付されていれば、原則として届出を受理することができます。

ただ現実には、全ての国が要件具備証明書を発行しているとは限らず、国の事情によって発行されない場合も少なくありません。そのような場合には、当該事件の各当事者から、当事者の本国法の内容を明らかにする書面及び当事者の身分関係事実（年齢、独身であること等）を証明する書面を添付させることとなりますが、当事者の本国法が明らかでない場合には、本国法を熟知している本国の領事、弁護士、その他の法律事務に従事している者等の意見書又は法規の内容を記載した書面の添付を求めることとなります。

そして、このような意見書等も添付することができない場合は、宣誓書等を添付させた上、管轄法務局に受理照会をすることとなります。

(略)



3 証明書の確認について

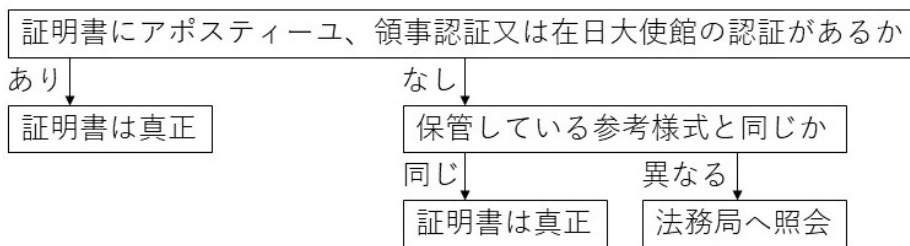
(略)

なお、届書に添付する外国で発行された証明書については、アポステイーユを取得しなければならないとか、領事認証が必要であるとかといった定めはありません。したがって、法務省からの通知により示された様式や、保管されている証明書の様式などを確認の上、真正な証明書であると認められる場合には、提供された証明書が真正なものとして、必要な審査を行うこととなります。

(略) アポステイーユ等を取得することが必ず求められるわけではありませんが、アポステイーユや領事認証等を取得している証明書については、発行した国の権限ある者が、その証明書が真正なものであると証明していることとなりますから、真正な証明書であることについては、別途審査する必要はなく、そのために法務局への照会等により受否の決定に時間を要することはありません。

したがって、可能な限り届出人にアポステイーユ等を取得してもらう方が速やかに届出を受理することができることから、届出人にとっても有益であると考えられます。

(略)



4 アポステイーユについて

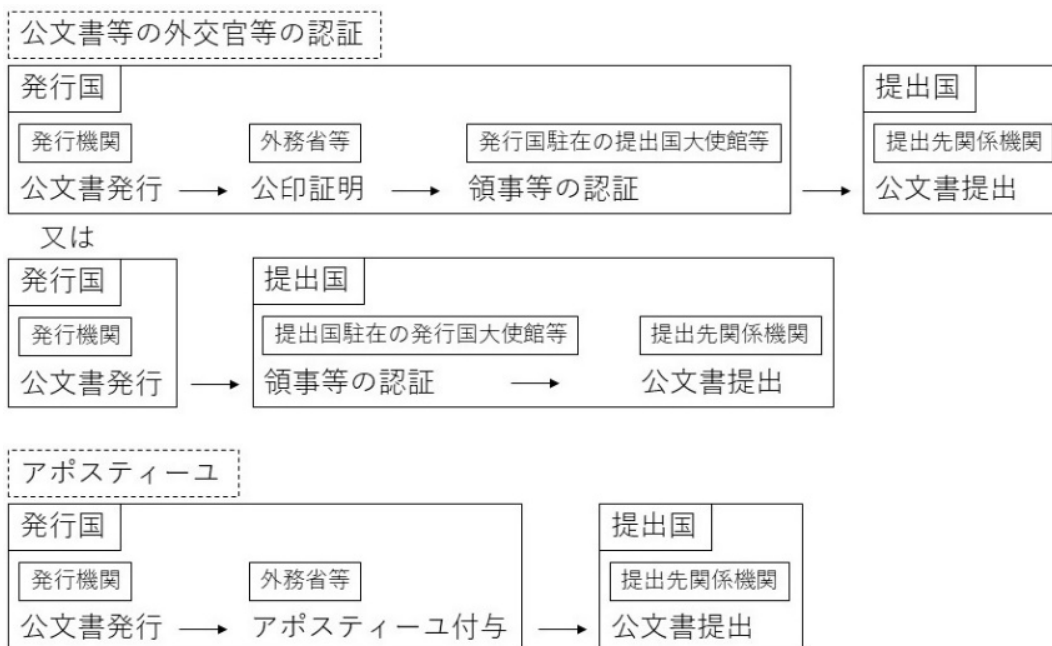
アポステイーユ (APOSTILLE) とは、外国公文書の認証を不要とする条約 (ハーグ国際私法会議条約) により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものです。

この条約は、「連鎖的な認証の慣行は、国際関係がこうむっている一つの害悪である」として、署名国は、外国の公文書に外交官又は領事館の認証を求めないようにすることを希望し、締結されたものであり (条約前文)、一方締約国で作成され、他の締約国に提出される公文書について (同 1 条)、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするものです (同 2 条)。

そして、外交又は領事機関による認証に代わって文書が作成された国の特定の機関が証明文を付与することにより、文書が真正であることを保証することとしています。(略)

証明文は、文書の署名者又は所持人の請求に応じて付与されますが、正当に記載された証明文は、署名の真正、文書の署名者の資格及び文書に押されている印影の同一性を証明するものである、証明文中の署名及び印影は、全ての証明に免除されます（同5条）。

(略)



(注) 下線は当省が付した。

資料⑪ 昭和24年4月18日付け戸第180号山梨県南都留郡谷村町長照会・昭和24年5月30日付け民事甲第1264号民事局長回答（抄）

左記のものの婚姻につき何分の御教示に預りたく婚姻届書及び関係書類を添えて御願ひします（添附書類は目録のみを記載し、内容を省略する）。

(略)

記

(1) 婚姻能力、同意その他の要件が当町にて判明しないが別添届書にて受理し差支えありませんか。

(2)～(4) (略)

添附書類

- 一、婚姻届書
- 一、妻の独身証明書
- 一、婚姻承諾書写
- 一、同意書訳文
- 一、出生証明書写
- 一、国籍証明書写
- 一、両親婚姻証明書
- 一、子供洗礼書写

回 答

- (1) 妻の本国の権限ある官庁が発行した婚姻能力を証する書類を添附せしめて受理するのが相当である。
(2)～(4) (略)

(注) 下線は当省が付した。

【同一国に係る事務処理が市区町村により異なる (2-(3)-①-b-2) 関係】

資料⑫ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」(木村三男/監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利/編著・日本加除出版(株)発行) I 巻(平成 27 年 11 月 27 日発行)(抄)

第 11 反致

通則法第 41 条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による(通則法 24 条 1 項)が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこととされていて、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑬ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」VI 巻(平成 29 年 11 月 24 日発行)(抄)

151 ペルー(ペルー共和国)

第 2 婚姻

1～5 (略)

6 反致

ペルー法上ペルー人が日本に住所を有すると認められる場合は、反致が適用されるものとして、ペルー人男の婚姻要件について日本法を適用して差し支えないとされた事例がある(平成 18. 7. 25 民一 1690 号回答)。

①ペルー民法第 2075 条は、ペルー民法第 10 編国際私法第 3 章準拠法の中の規定であり、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法になる。」との内容である、②ペルー民法第 10 編国際私法は、住所について具体的に定めていないため、原則として、ペルー民法第 33 条から 41 条の規定による。

したがって、ペルー法上住所が日本にあることを事件本人に証明させ、日本に住所があることが確認できた場合には、ペルー国の国際私法たるペルー民法第 2075 条に規定の反致により、日本法が準拠法となる(戸籍 804-91)。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑭ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第 804 号(平成 19 年 9 月号)(抄)

1 照会の趣旨

本件は、ペルー人男と中国人女の創設的婚姻の届出がされたところ、ペルー人男が、法例第 13 条により指定されたペルー国の国際私法によれば反致の規定があるため婚姻の準拠法は日本法になると主張して日本法により婚姻の実質的要件を審査するよう求めているが、ペルー国の国際私法上反致の規定があるのかにつき不明であるとして、照会があったものである。

2 検討

涉外的婚姻の実質的要件については、法の適用に関する通則法第 24 条第 1 項により婚姻当事者のそれぞれの本国法によることとされている。

ペルー人男について、本件婚姻の実質的成立要件はペルー法になるところ、届出人は、ペルー民法には反致の規定があると主張し、日本法による実質的婚姻要件の審査を希望している。ここ

で問題となったのは、①ペルー民法第 2075 条以下の規定が反致の規定であるか否かが不明であること、②仮に反致の規定であるとしても、その住所が日本にあるとの認定はペルーの国際私法の規定によるものとされる（溜池良夫・国際私法講義 159 ページ、山田鎌一・国際私法 69 ページ）が、ペルーにおける住所地の認定方法が不明であるということであった。

これらの点について外務省に照会したところ、①ペルー民法第 2075 条はペルー民法第 10 編国際私法第 3 章準拠法の中の規定であり、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法になる。」との内容である、②ペルー民法第 10 編国際私法は住所について具体的に定めていないため、原則としてペルー民法第 33 条ないし第 41 条の規定によるとの回答を得た。

よって、ペルー人男が本国法上反致の規定があるので日本法により婚姻要件を審査するよう主張する場合、ペルー法上住所が日本にあることを事件本人に証明させ、日本に住所があることを確認できた場合には、ペルー国の国際私法たるペルー民法第 2075 条に規定の反致により日本法が準拠法となると考える。

(略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 法例（明治 31 年法律第 10 号）第 13 条は、法の適用に関する通則法第 24 条と同様の内容を定めていた。

資料⑮ 「ペルー人男と中国人女の婚姻届の受否について」（平成 14 年 6 月 10 日付け戸第 419 号名古屋法務局長照会、平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号民事局民事第一課長回答）
(抄)

標記について、当局管内春日井支局長から、別添のとおり照会がありました。

標記前段については、涉外的婚姻の実質的成立要件は各当事者の本国法によるところ（法例一三条第一項）、当事者からその本国法によれば住所地法（ペルー民法第二〇七五条）及び婚姻締結地の法律（中華人民共和国民法通則第一四七条）によると規定があるので、反致により日本の法律を適用されたいとして届出がされたものです。当職としては、本件ペルー人男につきその本国法上、日本に「住所」を有しているものとして反致が適用されるか不明であることから、受否を決しかねますので、何分のご指示を賜りたく照会します。

(別添)

(略) ペルー人につき、ペルー国民法典第二〇七五条及び二〇七六条の反致に基づき、ペルー法ではなく日本法が準拠法になるとして届出がなされましたが、反致を認めるのは、問題となる法律関係について、当事者の本国の国際私法が日本法を指定していることが明白でなければならないとされており（昭和五四年一二月一二日付け民二第六一二一号回答）、法務局備付けの資料では関係法令等確認することができず、現時点では法制が不明とする事案のため受否を決しかねます（略）。

回 答

平成一四年六月一〇日付け戸第四一九号をもって貴局長から当局長あて照会のありました標記の件については、ペルー人男の本国法上、同人が日本に「住所」を有すると認められれば、反致が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差し支えありません。

(注) 下線は当省が付した。

【認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理が市区町村により異なる（2-（3）-①-b-3）関係】

資料⑯ 外国公文書の認証を不要とする条約（昭和 36 年 10 月 5 日ハーグ国際私法会議条約）（抄）

前文 この条約の署名国は、外交官又は領事官による外国公文書の認証を不要とすることを希望し、そのため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条 この条約は、いずれかの締約国の領域において作成された公文書で他のいずれかの締約国の領域において提出されるべきものにつき、適用する。

この条約の適用上、次のものを公文書とみなす。

- (a) 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書（検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む。）
- (b) 行政官庁の文書
- (c) 公正証書
- (d) 登記済み又は登録済みの証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの

ただし、この条約は、次の文書については適用しない。

- (a) 外交官又は領事官が作成する文書
- (b) 行政官庁の文書で商業活動又は税関の事務と直接の関係があるもの

第二条 各締約国は、自国の領域において提出される文書でこの条約の適用を受けるものにつき、認証を免除する。この条約の適用上、「認証」とは、当該文書の提出されるべき国の外交官又は領事官が、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性を証明する手続のみをいう。

（注） 下線は当省が付した。

【法務局における受理照会等の対応状況（2-（3）-②）共通】

資料⑰ 「戸籍届出受理照会処理の手引き」（平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課）（抄）

第 3 受理（処理）照会の処理の流れ

受理（処理）照会の処理方法について明確な決まりはありません。要は効率よく速やかに処理できればいいのですが、そのためにはいくつかポイントがありますので、標準的な処理を例に処理のポイントを解説します。

【標準的な処理の流れ】

- 1 受理（処理）照会の理由（疑義）について確認する
- 2 添付資料を確認する
- 3 市区町村担当者に連絡する
- 4 必要な法令、先例、資料を収集する
- 5 本人から聴取する（必要に応じて）
- 6 起案・決裁

1～3を早
めに行うの
がポイント
です。



資料⑱ 「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」(平成30年3月29日付け法務省民事局民事第一課事務連絡)(抄)

(略)

そこで、各局において、他の局が保有する外国法令や各種証明書等の様式に関する情報を効率的に把握することが可能になるよう、市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する事件の概要を記載するための索引簿を作成し、法務局通信ネットワークシステムの共有フォルダ内において情報を共有することとしました。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑲ 涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿

① 通番 先	② 局 NO	③ 局名	④ 庁名	⑤ 受付 年度	⑥ 受付 年月日	⑦ 事件の種類	⑧ 主な添付書類	⑨ 事件本人らの国籍	⑩ 事件の概要	⑪ 処理状 況・結果	⑫ その他参考事項

(注) 「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」別紙様式による。

【法務局における受理照会等の対応状況 制度(2-(3)-②-a)関係】

資料⑳ 行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

第二章 申請に対する処分

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定

めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第十条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であった者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。
(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

【市区町村戸籍事務従事職員研修に関連する取組（2-（5）-①）関係】

資料② 「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱の改定について（通達）」（平成22年10月1日付け
法務省民一第2438号法務省民事局長通達）（抄）

（略）戸籍事務の全国統一的な運用を確保しつつ、地域の実情に応じた弾力的な研修の実施が図られるよう、今般、別紙のとおり、新たな市区町村戸籍事務従事職員研修要綱（以下「新研修要綱」という。）を定めました。

（略）

（別紙）

市区町村戸籍事務従事職員研修要領

第1 研修の目的

この研修は、市区町村の戸籍事務従事職員に、その事務の遂行に必要な知識、技能等を習得させることによって、戸籍事務処理体制を充実・強化し、もって戸籍事務の適正かつ円滑な処理を確保することを目的とする。

第2 研修の種類等

1 基本研修

(1) 中央研修（管理者研修）

ア 目的

市区町村における戸籍事務主管課長に、その職務の遂行に必要な知識及び管理能力を体得させ、もって戸籍事務処理体制の充実・強化に資することを目的とする。

イ 対象者

市区町村の戸籍事務を主管する課の長の職にある者又はこれに準ずる職にある者

ウ～オ （略）

カ 実施機関

法務省民事局及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会

(2) 管区研修（上級者研修）

ア 目的

市区町村における戸籍事務の指導的職員となり得る者に、必要な専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。

イ 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している係長又はこれに準ずる職にある者で、原則として、中級者研修を了したもの

ウ～オ （略）

カ 実施機関

法務局

(3) 地方研修

ア 中級者研修

(ア) 目的

市区町村における戸籍事務の中堅職員に必要な法律知識の習得及び技能の向上を目的とする。

(イ) 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している中堅職員で、2年以上の実務経験を有するもの又はこれに準ずる者で初級者研修を修了したもの

(ウ)～(オ) （略）

(カ) 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

イ 初級者研修

(ア) 目的

市区町村における初任の戸籍事務従事職員に、日常の業務を適正に処理するために必要な基礎的法律知識及び技能を速やかに習得させることを目的とする。

(イ) 対象者

市区町村において初めて戸籍事務を担当することになった者

(ウ) ～ (オ) (略)

(カ) 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

2 特別研修

(1) 導入研修

ア 目的

市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった職員に、戸籍事務を処理する上で必要な基本的意識をかん養することを目的とする。

イ 対象者

市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった者

ウ～オ (略)

カ 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(2) 専門研修

ア 目的

市区町村において複雑困難な戸籍事務処理に従事する指導的職員に、必要な高度の専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。

イ 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している係長、主任等の指導的な職にある者

ウ～オ (略)

カ 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について 韓国 (3-(1)-②) 関係】

資料② 「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 7 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡)(抄)

大韓民国家族関係の登録等に関する法律(以下「家族関係登録法」という。)施行(平成 20 年 1 月 1 日施行)後における韓国人の婚姻要件の審査等に関する暫定的な取扱いについて、本年 1 月 11 日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡によりお知らせしていたところですが、今般、関係機関を通じて調査中であった事項が判明したことにより、今後は、韓国人の婚姻要件の審査等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

1～4 (略)

5. 以上をまとめると、韓国人を当事者とする創設的婚姻届の添付書類については、次のようになる。

男女とも同じ	
成年	①婚姻関係証明書 ②基本証明書 ③除かれた韓国戸籍の謄抄本 (注1) 事件本人が禁治産者であり、父母が同意している場合は家族関係証明書も必要になる。 (注2) 家族関係登録法施行後6か月経過後に発行された婚姻関係証明書が添付されている場合には、③は不要となる。
未成年	①婚姻関係証明書 ②家族関係証明書 ③基本証明書 ④除かれた韓国戸籍の謄抄本 (注) 家族関係登録法施行後6か月経過後に発行された婚姻関係証明書が添付されている場合には、④は不要となる。

6. 婚姻要件具備証明書について

駐日韓国領事館においては、これまで韓国人について婚姻要件具備証明書を発行してきたところであるが、近日中に婚姻要件具備証明書の発行を取りやめる予定であるとのことである。

よって、本通知発出後の韓国人の創設的婚姻届に添付すべき書類は、5に記載した書類で足りることとする。

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について ベトナム (3-(1)-③) 関係】

資料⑳ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第904号(平成26年11月号)(抄)

ベトナム社会主義共和国において発行される婚姻状況証明書の書式について

法務省民事局民事第一課

今般、外務省領事局政策課長を經由して、ベトナム外務省から、ベトナム当局が同国内に居住するベトナム人に対して発行する婚姻状況証明書について、規則改正により全国統一の所定の書式が別添のとおり新たに定められたとして、同書式を関係機関に周知願いたい旨の要請を受けました。

新書式については、婚姻要件具備証明書として取り扱うことができますので、念のため申し添えます。

(注) 下線は当省が付した。

資料②④ 「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件」 V 巻（平成 29 年 8 月 9 日発行）（抄）

第 3 婚姻

1 婚姻要件具備証明書

ベトナム社会主義共和国において発行される婚姻状況証明書は、(略) 婚姻要件具備証明書として取り扱うことができる（戸籍 904-59）。

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について アメリカ (3-(1)-⑦) 関係】

資料②⑤ 「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件」 I 巻（平成 27 年 11 月 27 日発行）（抄）

5 アメリカ合衆国・米国（アメリカ合衆国）

第 2 婚姻

1 (略)

2 婚姻要件具備証明書

(1) (略)

(2) 具体例

ア 日本に在住するアメリカ人が日本の方式により婚姻する場合

在日アメリカ合衆国領事の面前で、合衆国のその者の所属する州法により婚姻適齢に達していること、日本人と婚姻することについて法律上の障害がないことを宣誓した旨の領事の署名のある宣誓書をもって婚姻要件具備証明書に代える取扱いとなっている（昭和 29. 10. 25 民事甲 2226 号回答）。

イ 州の公証人が発給した婚姻要件具備証明書

合衆国のその者の所属する州の公証人が婚姻要件具備証明書を発給したときは、それを我が国が要求する婚姻要件具備証明書とみる取扱いである（昭和 29. 9. 25 民事甲 1986 号回答）。

ウ 米軍関係者に係る婚姻要件具備証明書の取扱い

(中略) 米軍関係者の婚姻要件具備証明書については、アメリカ合衆国大使館等の領事の証明に代えて米軍の法務部長が所定の様式により発行する証明で差し支えない（平成 4. 9. 28 民二 5673 号回答、平成 4. 9. 28 民二 5674 号通知（民月 47-12-107、戸籍 598-61））。

(注) 下線は当省が付した。